

ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

秋

2022年
No.139

きっと、いろいろな情報に出会えます。

【広報委員会企画】千葉南税務署 署長に聞く

- 活動報告
- 税金トピックス
- 身近な法律相談
- 各種コラム
- 法人会からのお知らせ 他

千葉南法人会会員の皆様にお届けしております。



第2回青年部会税務研修会開



市原地区会員交流会 劇団四季「アナと雪の女王」
ミュージカル鑑賞と築地場外市場見学



第2回青年部会会員交流会
(親睦ゴルフ大会)



第2回税務研修会・青木千葉南税務署長との懇談会



めざます企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会

エルタックス
eLTAX



2022年

秋

No.139



第2回税務研修会・青木千葉南税務署長との懇談会



第2回青年部会税務研修会開

表紙の言葉

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、80万社の会員企業、41都道府県に441の会を擁する団体として、大きく発展しています。千葉南法人会でもさまざまな社会貢献活動を実施しております。

INDEX

広報委員会企画	1
署長インタビュー 『千葉南税務署 青木署長に聞く』	
【活動報告】	2
○ 第2回税務研修会 ・青木千葉南税務署長との懇談会	
○ 第2回青年部会税務研修会開催	
○ 第31回千葉南優申会定時総会開催	
○ 第12回チャリティーゴルフ大会	
○ 市原地区会員交流会 ・劇団四季「アナと雪の女王」ミュージカル鑑賞と築地場外市場見学	
○ 講座・セミナー ・第2回パソコン講座「ラインの公式アカウントについて」 ・第3回パソコン講座「Wordビジネス文書作成」	
○ 青年部会会員交流会 ・第1回青年部会会員交流会(親睦釣り大会) ・第2回青年部会会員交流会(親睦ゴルフ大会)	
税金トピックス【税金情報】	6
○ インボイス制度開始に向けた準備はお済みですか	
○ インボイス制度は免税事業者も関係します	
身近な法律相談【法律相談】	10
「ハラスメントについての内部通報に関するQ&A」	
コラム	11
○ 産業応援コラム ・農業界もデジタル化「eMAFF農地ナビ-農地詳細情報」	
○ 県税だより ・個人住民税特徴について	
事務局からのお知らせ	12
○ 新入会員紹介	
○ 法人会からのお願い	



署長インタビュー 『千葉南税務署 青木署長に聞く』

広報委員会による恒例企画
「千葉南税務署 青木新署長」インタビューを
開催いたしました。

1. 出身地はどちらですか

出身地は、千葉県安房郡鋸南町です。高校を卒業するまで鋸南町で過ごしました。会員の皆様は、千葉県の土地勘をお持ちなのだろうでもないのですが、内房を下って行って鋸山を越えたところにある町でして、農業・漁業を中心とした町です。私の実家も農業をしております。

鋸南町は、鋸山の南に位置しているのので、「鋸」(山)に「南」(隣)で鋸南と名付けられたとされています。

鋸山の日本寺には、日本一の大仏がありますし、町内は、水仙の群生地ということもあって12月から1月頃までいたるところで水仙の芳香が漂っています。ここからも近いですので、是非、時間があればハイキングなどを兼ねて訪ねていただければと思います。

2. 今までの経歴と印象に残った仕事について教えてください。

採用されて最初に配属になりましたのは、東京都江戸川区にあります江戸川税務署(今は、江戸川北税務署と江戸川南税務署に分割しています。)でして、法人税に関する事務に従事しました。その後、日本橋税務署や木更津税務署など都内と千葉県内の税務署において、法人税に関する事務や総務に関する事務に携わりました。また、東京国税局では、総務部や課税部、調査部に勤務しました。

また、国税局とは別組織になります、税務大学校や国税不服審判所にも勤務させていただきました。なお、東京国税局以外では、関東信越国税局の中之条税務署(群馬県にあります。)で署長として1年ほど、単身赴任で勤務いたしました。

このように30数年間、いろいろな部署で勤務してきたわけですが、特に、税務大学校では、高校を卒業してきたばかりの研修生を税務署に配属するまでの1年間、教育するという職員研修の場にいました。当時の研修生が、今は、国税局や税務署で管理者として働いていることに大変うれしく思っているとともに、自分も歳をとったものだと感じております。また、国税不服審判所の勤務では、国税局採用の職員のほか、検事、弁護士、公認会計士、税理士の方々と一緒に仕事をしました。国税職員の以外の方と様々な議論をしたことは、大変勉強になりましたし、貴重な経験をさせてもらいました。

3. 千葉南税務署に着任しての第一印象はどうか。

千葉南税務署での勤務は初めてですが、先ほどお話ししたとおり、出身県でもあり隣接した木更津税務署や茂原税務署での勤務もありますので土地勘がありました。小学生の時は、「京葉コンビナート」に社会科見学で来ましたし、親子レクリエーションでは「こどもの国」にも来ていました。

着任して、改めて千葉南税務署管内を見てみますと、日本を代表する石油コンビナート群をはじめとして、小湊鉄道沿線には自然が広がり、観光地や景勝地があります。また、外房線沿線や蘇我地区は、宅地造成や再開発が進み、ニュータウンが次々と誕生し、大型商業施設もオープンしてきています。こうした、工業・観光・農業・商業・住宅地がバランスよく融合した発展性のある地域を所管するとともに、生まれ育った県で勤務できますこと、大変光栄なことと思っております。

4. 署の職員に日頃からアドバイスされていることはありますか。

着任したときの初めてのあいさつで、毛利元就が説いた「3本の矢の教え」を引用して、「目標に向かって全職員力を合わせて仕事をいきましょう。」と、職員間の結束をお願いしました。あわせて、基本行動を忘れずに常にルールに則って仕事を進めるように話をしました。

また、ここ数年、税務署には多くの若い職員が配置されています。機会を見つけて、彼らに自身の失敗を含めた経験や思いを伝えていただければと思っています。



インタビュー中の青木千葉南税務署長

5. どのような趣味をお持ちですか。

趣味は、旅行です。若い頃は精力的に観光地を駆け巡るという旅行をしていましたが、最近では、カメラを片手にのんびりとローカル線に乗って旅をすることが多くなりました。「青春18きっぷ」でのんびりと普通列車で一つの目的地に行くというのもいいものです。管内には小湊鉄道もありますので、カメラを片手に菜の花や桜の時期に乗ってみたいと思います。

また、温泉に浸かってのんびりすることも好きです。先ほど、2年前に、群馬県の中之条税務署に単身赴任で勤務をしたことをお話しましたが、中之条税務署管内には、四万温泉、草津温泉、万座温泉はじめ、30数か所もの温泉がありました。土・日には、温泉に行って露天風呂に入っのんびりしていました。今年も、管内には養老渓谷の温泉もありますので、ゆっくりしたいと思っています。

6. 健康管理のために何かされていますか。

特にないのですが、規則正しい生活をするように心掛けています。歳をとって、早起きになってしまい？、最近では近所で行われている朝のラジオ体操に参加したり、ウォーキングをしたりしています。また、妻からの指導を受け、胚芽米や発酵食品、無添加食品、ライ麦パン等の食事をするなど、若い時と比べるとずいぶん気も遣っています。

7. 好きな言葉や座右の銘をお聞かせください。

座右の銘というほどのものではないのですが、「常に全力」という言葉が好きです。私の通っていた高校の校訓が、「質実剛健」・「文武両道」でして、校訓を実践しようと「常に全力で取り組む」がモットーでした。それに倣って、仕事にも遊びにも「常に全力」で取り組むようにしています。

8. 最後に法人会や法人会会員に期待されることは何ですか。

千葉南法人会の皆様には、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の開催、また、所得税の確定申告期におけるタクシーやごみ収集者を使った各種広報活動など、地域社会における良き経営者の団体として、正しい税知識の普及活動や納税道義の高揚のための活動を熱心にしていただいております。また、大学生への食糧支援活動など地域に根ざした幅広い社会貢献活動にも取り組んでいただいております。

会員の皆様方の法人会活動に対する熱意とご尽力に感謝いたしますとともに、引き続き、税の良き理解者として、私どもに御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



取材中の広報委員

女性部会

令和4年度 第2回税務研修会・青木千葉南税務署長との懇談会

10月6日(木) 参加者 23名

千葉南法人会女性部会では、令和4年10月6日(木)潤井戸八幡屋にて千葉南間税会女性部会との合同により、第2回税務研修会と青木千葉南税務署長との懇談会を23名参加により開催した。当日は「税のスペシャリストの誕生」と題した税務研修会・青木署長との懇談会と全てに興味をそそられる会となり、ソーシャルディスタンスを保ちながら終始和やかな雰囲気の中、千葉南法人会女性部会と千葉南間税会女性部会合同の研修会を終了することができました。



中村千葉南法人会女性部会長挨拶



質問中の鈴木千葉南法人会女性部会員



高澤千葉南間税会女性部会長挨拶



質問中の笠原千葉南間税会女性部会員



懇談中の青木千葉南税務署長



懇談会風景

青年部会

令和4年度 第2回青年部会税務研修会開

9月22日(木) 参加者 19名

千葉南法人会青年部会では、令和4年9月22日(木)に第2回税務研修会を19名の参加によりダイワロイネットホテル千葉中央にて開催した。研修会では千葉南税務署青木署長より「税のスペシャリストの誕生」と題し国税庁の組織、税務大学の研修体系などについて詳しくご説明頂きました。



司会中の田村千葉南法人会青年部会運営専務



西村千葉南法人会青年部会長挨拶



講演中の青木千葉南税務署長

千葉南優申会定時総会

令和4年度 第31回千葉南優申会定時総会開催

9月14日(水)

9月14日(水)、潤井戸八幡屋にて青木千葉南税務署長・伏見千葉南税務署副署長・松永法人課税第一部門統括官・新良法人課税第一部門審理担当上席ご臨席のもと第31回定時総会を開催して、令和3年度事業報告、収支決算報告、令和4年度事業計画案、収支予算案を上程して全ての議案が原案通り承認されました。



千葉南優申会定時総会風景



上野千葉南優申会世話人代表挨拶



青木千葉南税務署長挨拶

チャリティーゴルフ大会

第12回チャリティーゴルフ大会

9月28日(水) 参加者 32名

令和4年9月28日(水)、立野クラシックゴルフ倶楽部において第12回チャリティーゴルフ大会が青少年育成支援とコロナ禍の会員交流の場として32名参加により開催されました。



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様



参加頂いた会員の皆様

市原地区会員交流会

劇団四季「アナと雪の女王」ミュージカル鑑賞 と築地場外市場見学

9月16日(金) 参加者23名

9月16日、会員相互の親睦と法人会活動のPRを兼ね劇団四季「アナと雪の女王」ミュージカル鑑賞を主とした市原地区会員交流会を参加者25名により開催しました。

当日は築地場外市場散策、築地「寿司清新館」での昼食会、劇団四季「アナと雪の女王」のミュージカル鑑賞など盛りだくさんのイベントで開催され、参加者より「楽しい1日でした」「是非次回も参加したい」とのお声を頂き、有意義な1日となりました。



築地場外市場散策風景



築地場外市場散策風景



築地場外市場昼食風景



築地場外市場昼食風景



参加者全員で記念撮影

第2回パソコン講座

「ラインの公式アカウントについて」

7月13日(水) 参加者7名

LINE公式アカウントとは、企業が専用で情報発信できるLINEの機能で、ユーザーが気になる企業の公式アカウントをフォローすることで、企業から直接メッセージやお得な情報を受け取ることができる機能です。今回のセミナーではLINEをビジネスツールとして活用するための準備や運営に役立つ内容としやすいメールのマナーについて、WEBセミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会(愛媛)にご協力を頂き、(株)エンカレッジの竹森まりえ氏を講師に千葉東法人会・千葉西法人会との共催で7月13日に開催、7名の受講がありました。



第2回受講風景



第2回受講風景

第3回パソコン講座

「Wordビジネス文書作成」

9月13日(火) 参加者3名

今回のセミナーではWordの基本的動きを踏まえた使い方や表や図を綺麗に整える方法などについて、仕事の作業効率を高める目からうろこのテクニックをWEBセミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会(愛媛)にご協力を頂き、(株)エンカレッジ代表の玉野聖子氏を講師に千葉東法人会・千葉西法人会との共催で9月13日に開催、3名の受講がありました。



第3回受講風景



第3回受講風景

青年部会会員交流会

第1回青年部会会員交流会(親睦釣り大会) 6月8日(水) 参加者 25名

令和4年6月8日(水)、千葉南法人会第1回青年部会会員交流会が、千葉県金谷港光進丸において参加者25名により開催されました。今回の交流会は釣りを通して会員交流を深めることを目的に、同じ立場にある若手経営者の皆様にお集まり頂き開催しました。



船長よりのレクチャー風景



交流会風景



交流会風景



交流会風景



交流会風景



交流会風景



交流会参加中の西村青年部会長(写真手前)



交流会風景



交流会風景



交流会参加中の本多青年部会直前部会長



参加者全員で記念撮影



懇親会で挨拶中の西村青年部会長



優勝の片岡青年部会員(写真左)と西村青年部会長



準優勝の藤本青年部会員(写真左)と西村青年部会長



大物賞の本多青年部会直前部会長(写真左)と 笹川大同生命保険株式会社千葉支社第二営業課長

青年部会会員交流会

第2回青年部会会員交流会(親睦ゴルフ大会)

7月14日(金) 参加者 16名

令和4年7月14日(金)、第2回青年部会会員交流会が姉崎カントリー倶楽部において参加者16名により開催されました。今回の交流会は同じ立場にある若手経営者の親睦と連絡協調を図る場となりました。



原田千葉南法人会青年部会副部会長挨拶



交流会風景



西村千葉南法人会青年部会長挨拶



西村千葉南法人会青年部会長と 優勝の片岡青年部会員

インボイス制度開始に向けた準備はお済みですか

《課税事業者の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ▶ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、**原則として、令和5年3月31日まで** に登録申請を行う必要があります。
- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- ▶ 売手としてインボイスを発行して、得意先である買手が控除を行えるようにするためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります。
※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。

売手
(自社)買手
(得意先)

買手の求めに応じ**インボイスを交付**
※ 事前にインボイス発行事業者の登録申請が必要

インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

○ インボイス制度開始のための周知・広報

- ▶ 国税当局では 準備の第一歩として インボイス発行事業者の

地域の未来を技術と信頼で繋ぐ

ホームページ <http://www.sasahara-k.com>

株式会社 笹原工務店

「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西二丁目8番2

TEL 0436-74-1421(代) FAX 0436-74-1422

○ インボイス発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項

区分	登録	効果	留意すべき事項
課税事業者	する	インボイスを交付できる (取引先(得意先)は控除できる)	現在使用されている請求書等をインボイスに対応したものとすることが必要
	しない	インボイスを交付できない (取引先(得意先)は控除できない)	取引先(得意先)が控除できなくなり、取引先(得意先)の損益に影響が生じる可能性あり ※ ただし、一定期間は控除が認められる経過措置あり

○ インボイス発行のための準備 (① 登録申請)



※ 登録申請書を提出してから登録番号が通知されるまで一定の期間が必要です。
⇒ 制度対応のためには、事前の準備(具体例は以下②)が必要になります。
まずは、準備の第一歩として登録を早期に行い、取引先との相談を始めることをお勧めします。

○ インボイス発行のための準備 (② 取引先との準備など)

「売手」として又は「買手」として、いずれの場合も取引先に連絡し、何をインボイスとするか(請求書等の様式や記載事項等)、その交付方法等について、事前に認識を共有することが必要です。

売手として

- ・ 取引先(売上先)には、登録を受けた旨(登録番号)を連絡(何をインボイスとするか、その交付方法等について認識を共有)
- ・ 取引ごとにどのような書類を交付しているかの確認(交付している書類等につきどう見直せばインボイスになるかの検討)
- ・ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法の検討

買手として

- ・ 取引先(仕入先)には、インボイス発行事業者の登録予定の有無を確認
- ・ 受け取った請求書等をどのように保存、管理するかの検討(請求書等を登録番号のありなしで区分して管理・記帳ができるようにすることが重要)
- ・ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の検討

外構工事は当社にお気軽にご相談下さい

建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン

有限会社 久野屋本店

本店 千葉市緑区誉田町1-789
TEL (043) 291-0167(代)
FAX (043) 291-7764

インボイス制度は免税事業者も関係します

《**免税事業者**（消費税の申告をされていない方）の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ▶ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
 - ※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、**原則として、令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。なお、制度開始後であっても、随時、登録申請を行っていただければ、登録を受けることができます。
- ▶ **買手**は、仕入税額控除の適用のために、原則として、**売手から交付されたインボイス（適格請求書）**を保存する必要があります。
- ▶ **売手**がインボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります（登録は任意です）**。
 - ※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



買手の求めに応じ**インボイスを交付**
※ 事前にインボイス発行事業者の登録申請が必要

インボイスを保存して**仕入税額控除を適用**

○ インボイス制度とは

インボイス制度とは、課税事業者が消費税を一般課税で申告をする際、インボイスの保存がなければ、仕入税額控除（仕入れに係る消費税額を差し引くこと）が認められない制度です。
⇒ インボイスの保存がなければ、結果として納付税額が増えることとなります。

【例】 課税事業者（一般課税）の課税仕入れ等に係る消費税額が1,000円の場合

区分	インボイス開始前 (これまで)	インボイスの 保存がある場合	インボイスの 保存がない場合
消費税の納付税額の算出 課税売上げに係る消費税額 — 課税仕入れ等に係る消費税額	1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として 控除可能	1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として 控除可能	課税仕入れ等に係る消費税額として 控除できるのは0円

(注) インボイスの保存がない場合も、仕入税額控除に関し、制度開始から6年間は**一定の経過措置**があります。

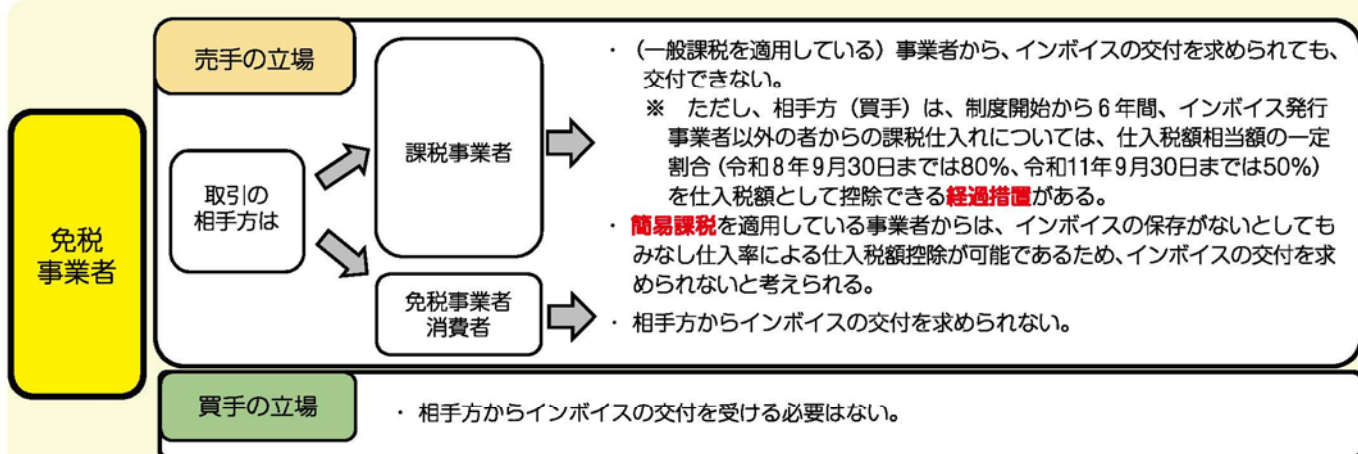
○ インボイスの交付を求められる場合

取引の相手方(売上先)が仕入税額控除のためにインボイスを必要とするのは、相手方が課税事業者(一般課税)の場合です。

区分 (自分 to 売上先)	インボイス の交付	理由等
B to B (課税事業者【一般課税】)	求められる	インボイスの交付を受けなければ仕入税額控除を受けることができないため
B to B (課税事業者【簡易課税】)	求められない	インボイスの交付を受けなくてもみなし仕入れ率による仕入税額控除が可能であるため
B to B (免税事業者)	求められない	消費税の申告をする必要がないため
B to C (消費者)	求められない	事業者でないため

○ インボイス発行事業者になるか否かの検討

取引の相手方(売上先)からインボイスの交付を求められるか否かも含め、インボイス発行事業者(課税事業者)になるか検討する必要があります。



○ インボイス発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項

区分	登録	効果	留意すべき事項
免税事業者	する	インボイスを交付できる (取引先は控除できる)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税の申告納税義務が発生 ・ 現在使用されている請求書等をインボイスに対応したものとすることが必要
	しない	インボイスを交付できない (取引先は控除できない)	取引先が控除できなくなり、取引先の損益に影響が生じる可能性あり ※ ただし、一定期間は控除が認められる経過措置あり

▶ インボイス制度に関する情報(各種パンフレット、動画、説明会の開催案内など)は、右記の国税庁HP(インボイス制度特設サイト)に掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



身近な法律相談

弁護士
徳吉 完



テーマ

『ハラスメントについての内部通報に関する Q&A』

世の中一般にハラスメントに関する相談は増えている印象で、そのきっかけとしてハラスメントに関する内部通報などもあります。そこで、企業として、仮にハラスメントについての内部通報があった場合に、どのように対応すべきかについて簡単にご説明しようと思います。



Q1 ハラスメント通報を受けた場合にまず何を確認すべきでしょうか。

A1 まず事前に確認すべき事項をまとめておきましょう。できればマニュアル化しておくとう安心です。

確認すべき事項としては、1. 通報者の氏名(「匿名希望」であればその旨)、2. 通報内容(事実関係)、3. 通報者の具体的要望、4. 通報者特定情報の開示範囲、5. 通報内容の開示範囲、6 調査結果等について通報者への連絡の要否、などが挙げられます。

Q2 通報者が匿名を希望する場合は、どのように対応すべきでしょうか。

A2 ハラスメントに関する通報で、通報者が匿名を希望することはよくあります。報復などをおそれていることなどがその理由です。もし通報者が匿名ということに拘るのであれば、その希望は最大限尊重しなければなりません。

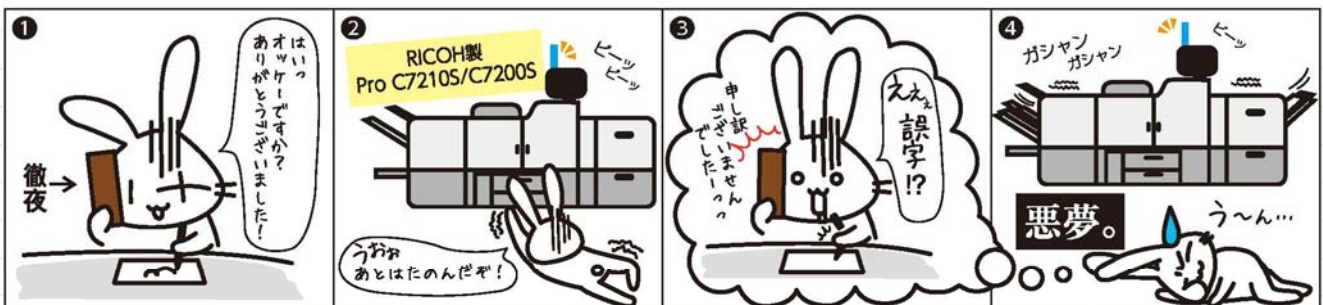
とはいえ、ハラスメントの調査に関して、匿名という希望を守りながら調査するという事は困難を伴い、実効性のある調査をおこなうことができません。そのため、報復などがおこなわれないように会社が守ること及び匿名では調査に限界があることなどを通報者に対して丁寧に説明し、場合によっては匿名でなくても構わない旨同意を得るように会社としては努力をすべきだと考えます。

Q3 被通報者をヒアリングする際に気をつける点などありますか？

A3 まずヒアリングをおこなう会社側の人数ができれば2名、多くても3名のほうが良いと思われます(会社の人数が多すぎると被通報者が自由に発言ができなかったあとから言われるおそれがありますし、また、1対1ですと会社側として柔軟に対応することができません)。また、ヒアリングに際しては録音をおこなうことをおすすめします。録音については被通報者の同意を得る必要は必ずしもなく、ひとこと断るような形で録音をおこなうようにしましょう。

Q4 調査の結果ハラスメントがあるとわかった場合には、被通報者をどのように処分すべきでしょうか。

A4 どのようなハラスメント行為をおこなったかによって、処分の内容は異なってきます。行為の悪質性、これまで処分歴、過去に同様の行為をおこなった者についてはどのような処分をおこなったか、また、被害者の意向など様々に考慮して判断することになります。一般的には、よほどの悪質な行為以外は、懲戒解雇とすることは適切ではないと思われます。



有限会社丸三印刷所
<http://www.marusan.co.jp>

〒266-0026 千葉市緑区古市場町474-251
043-263-6952 043-266-4400

～農業界もデジタル化「eMAFF 農地ナビ - 農地詳細情報」～

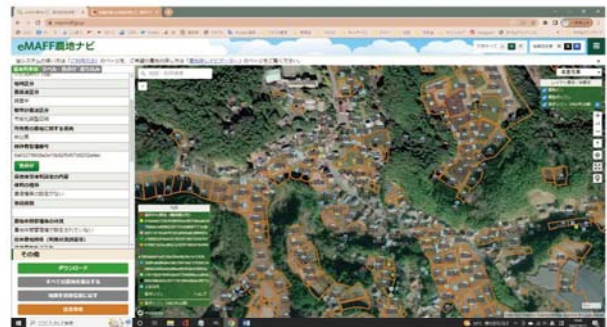
インターネットの最新情報の活用、知らなきゃ損だよ。

インターネットが復旧して、スマホが一人一台の時代になりました。まさか、電話機を誰もが持ち歩いて、しかもテレビ電話も出来て、ビデオも写真も撮影出来ると、その万能性能を使い切っていない方が殆どでしょう。

高齢者向けのスマホ教室があったり、マイナンバーカードやコンビニ決済など、現金不要で買い物ができる時代です。反面、停電や、スマホを無くしたら難民になる事必至です。スマート庁も出来るようですが農業界もデジタル化が進んでいます。そんな、業界の最先端の情報が公開されています。

これまで、農地は誰が所有しているのか、部外者にはさっぱりわかりませんでした。それを見える化したのが農地ナビです。パソコンだったら「農地ナビ」で検索して下さい。スマホ用にQRコードも掲載しておきます。使い方はお孫さんや若い従業員さんなら知ってますので、聞いてください。「eMAFF 農地ナビ - 農地詳細情報」という、サイトが出てきます。農水省が管理をしていて、畑や田んぼの所有者を明確にして、農地の再利用の際の所有者情報を調べる手間を省こうという訳です。

まずは、このサイトから自分の農地を探してみてください。南法人会の田舎住まいの方なら多少の畑を所有して



いますよね。自分の農地を見つけたらその場所をクリックすると、自己所有の田畑の全てで、丸いアイコンの表示色が変わって、その所有者の田畑がわかるようになっていきます。所有者名は登録しないと表記されませんのでご安心下さい。

なお、「農地ナビ」で検索すると、その使い方とか、リンクが沢山出てきます。新たに農業を始めたいとか、あの田畑は誰のものだとか、知りたいたことがネットでわかる時代になりました。使い方は自由で無限。

是非、覗いてみてください。



『農地ナビ』サイトQR

県税
だより

個人住民税の特別徴収について

～個人住民税は特別徴収で納めましょう～

◆特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員等(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

◆基本的な手続きの流れ

【STEP①】給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を従業員(納税義務者)が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

【STEP②】特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「特別徴収税額 決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与天引き)を開始してください。

【STEP③】納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与天引き)した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。

有限会社とりせん商事

- 290-0054 市原市五井中央東1-8-1 ● TEL 0436-98-3291
- 五井中央第二支部 ● 不動産業

株式会社MK エンジニアリング

- 266-0007 千葉市緑区辺田町310 ● TEL 043-309-6655
- 誉田支部 ● 建設業

株式会社オリエント鉄工

- 290-0025 市原市加茂1-6-6 ● TEL 0436-21-4524
- 五井中央第二支部 ● 鉄工業

ピーワンテック株式会社

- 290-0062 市原市八幡1467-6 ● TEL 0436-55-2955
- 八幡北支部 ● 卸売・小売業

よろしく
お願い致します



法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和4年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当代会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

一般社団法人

千葉南法人会会報

第139号 令和4年11月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

ケープビル201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 麻 薙 重 彦

編集 広 報 委 員 会

編集責任者 秋 庭 重 樹

印刷・会員 (有)丸三印刷所

編集後記

市原地区会員交流会が行われ、参加させていただきました。

コロナ禍なので参加する会員が少ないかと心配していましたが、事務局に確認したところ、「もう定員になっていますよ。」との事でした。

築地場外市場を見学し、昼食はカウンターにて目の前で握ったお寿司をいただき、皆と会話が弾みとても楽しく、美味しい食事をする事ができました。昼なのと、この後の予定もあったので、あまりアルコールが進まないことが残念でした。コロナの前には夜食もあったので、来年は以前の様になる事を期待し楽しみにしています。

その後、劇団四季「アナと雪の女王」を観劇しました。やはり人気があるのか、コロナ禍の中でも満席で驚き、ストーリーもとても感動しました。

バスから降り、帰り際に参加した会員より「とても楽しかったです。是非、来年も参加したい。」という声がありました。

来年も会員の皆様にもっと楽しんで参加していただける様、素晴らしい企画をしていただきたいと思います。

有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴
税理士 景山 秀貴

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436 (41) 2689 (代表) FAX 0436 (41) 2430

お客様にありがとうございます。
言ってもらえる仕事をしています。

- ビルメンテナンス業
- 警備保安業
- 一般廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 一般貸切旅客自動車運送業(貸切バス)
- 自家用自動車貸渡業(レンタカー)
- 産業給食請負業
- 構内各種請負業



千種興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3
TEL : 0436-21-1141 FAX : 0436-24-0115

麻薙興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3
TEL : 0436-24-0111 FAX : 0436-23-1130

2022年 一般社団法人 千葉南法人会

生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2022年12月6日(火)、8日(木)、13日(火)、15日(木)
2023年1月18日(水)

五井グランドホテル(市原市五井5584-1)

受付時間：9:30~11:00

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース+超音波(腹部、胆・肝・膵・腎・脾5臓器) +腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査+ C型肝炎検査 喀痰検査を専用容器代のみで実施 500円	54,100円	38,300円	-15,800円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・ 糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・ 血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	28,700円	22,500円	-6,200円
Sコース Aコースの消化器系(胃部X線・便潜血) 検査を省略したコース	22,500円	17,700円	-4,800円

協会けんぽ(全国健康保険協会)被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに7,529円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診(Sコース、基本健診は対象外になります)②35歳~74歳までの方となります。
詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、 ご希望により行います(別料金)
アミノインデックス検査 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
Lox-index 検査(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査) 動脈硬化に関する物質を測定し、将来の危険度を知ることが出来ます。(採血検査)	13,500円
頸動脈超音波検査 ※実施日：12月8日(木)・13日(火)・15日(木) 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患(脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等)の予防に役立ちます。	7,600円
女性健診(女性対象超音波検査) 乳房・下腹部(子宮・卵巣)を超音波で検査します。 (女性スタッフが先行し下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
MAST48mix(アレルギー検査) 一度に36項目(48種類)のアレルギーの原因物質を見つけます。(採血検査)	15,400円
ABC 検診(胃ガンリスク検診) ヒロリ菌とヘプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。(採血検査)	4,700円
CYFRA(肺ガン腫瘍マーカー) 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんに有効です。(採血検査)	3,600円
前立腺腫瘍マーカー検査(PSA) 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。(採血検査)	3,600円
甲状腺検査 血液中の甲状腺ホルモンバランスを検査	4,900円
腸内フローラ検査 腸内細菌を可視化できる検査です(排便後、ご自身でポストへ投函) ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください	19,800円
新型コロナウイルス抗体検査 ※単独で実施可能です ※健診結果はご受診者様のご自宅へ送付 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に対する抗体(IgGを含む)を検出する定性検査です。 感染の既往を示す抗体保有の有無を確認します。採血検査	6,600円

**インフルエンザ
予防接種のご案内**

12月6日(火)・15日(木)
9:30~11:00

上記健康診断会場にて
インフルエンザ予防接種を実施
いたします。
健康診断と合わせてでも、イン
フルエンザ予防接種のみでも
ご受診いただけます。
3,700円(税込)
※完全予約制です。

法人会おすすめ!
一年に一回
健康診断を
受けましょう!



※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみを受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★申し込み方法 健診月2ヶ月前に「健診のご案内」を送付致します。

又は、千葉南法人会ホームページ内の、福利厚生制度ページから申込書をダウンロード下さい。

一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ

渉外部

TEL: 03-5767-1714

受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ

データ管理部
健康支援課

TEL: 03-5767-6162

受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~16:30